

足立区における 内部統制基本方針

組織のちからで信頼される区政を



令和8年4月

総務部 ガバナンス担当部
ガバナンス担当課

足立区における内部統制基本方針

足立区は、適正な事務執行を推進し、区民からより信頼される区政運営を実現するため、地方自治法第150条第2項に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務に内在するリスクを組織的に把握・管理し、業務の改善に努めるとともに、個々の職員に対する過度な負担や責任の軽減を図ります。

(2) 報告の信頼性の確保

正当な手続きに基づき、情報を適切に管理・保存し、予算・決算等の財務報告及び事業計画、行政評価等の非財務報告の信頼性を組織内外に向け担保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

高い倫理感を持ち、法令やその他の規範を意識して誠実に事務を執行することで、法令等を遵守した適正な業務遂行に努めます。

(4) 資産の保全

区が保有する個人情報等の情報資産を含む資産の取得、使用、処分を適正な手続きと承認の下に行い、資産の保全に努めます。

(5) 生命・安全の確保

生命に関わる事務を確実に運用する業務手順や有効な仕組みを整備し、区民の生命・安全を確保します。

2 内部統制の対象事務

(1) 財務に関する事務

(2) 情報管理に関する事務

(3) 生命・安全の確保に関する事務

3 内部統制の有効性を確保するための取組み

(1) 「ガバナンス推進委員会」の設置

副区長を委員長とし、部長級職員で構成される「ガバナンス推進委員会」を設置し、全庁的な取組みとして内部統制を推進します。

(2) 全庁展開による再発防止

事務処理上の事故・ミスが発生した際に、その原因や再発防止策を全庁展開することで、同様の事故・ミスの再発防止に努めます。

(3) 内部統制の透明性の確保

区は、自ら内部統制の整備・運用状況を評価するだけでなく、監査委員の審査を踏まえて、区議会への報告や区民への公表を行うことで、透明性の高い運用を行います。

令和8年4月

足立区長 近藤 やよい

足立区内部統制の指針

令和8年4月

総務部 ガバナンス担当部
ガバナンス担当課

目次

1	はじめに	P. 1
2	内部統制の基本的枠組み	P. 2
	(1) 内部統制の概念	
	(2) 国が示す内部統制の枠組み	
3	足立区における内部統制制度の取組み	P. 4
	(1) 新たな内部統制制度における取組み	
	(2) 足立区が示す内部統制の5つの目的	
	(3) 基本的な要素に基づく取組み等	
	(4) 内部統制の対象事務	
	(5) 内部統制の評価	
	(6) 足立区における法に則った内部統制のまとめ	

1 はじめに

足立区では、適正な事務の執行を確保するため、平成28年度にガバナンス担当部を新設し、内部統制の活動を組織的に行ってきました。しかしながら令和元年度に、収賄容疑による区職員の逮捕、保育所整備に係る補助金手続きの誤りによる国庫補助金の返還事案など、区政に対する信頼を失墜させる事案が連続して発生するに至り、内部統制のさらなる取組強化が必須となりました。

一方、平成29年6月に地方自治法が一部改正され、都道府県と指定都市は、令和2年4月1日までに内部統制に関する方針の策定と公表を行うとともに、組織的にリスクを認識し、それらの対応策が適切に整備され運用されているかを評価する報告書の作成が義務付けられました。いわゆる「法に則った内部統制」と呼ぶべきもので、この制度により作成された報告書は監査委員の審査を経て、議会に提出することとされています。最終的に、外部からのチェックを経た報告書が公表されることで、自治体の内部統制が適正に整備され、運用されているか、常に住民からの評価を受けることになるのです。

足立区は、この「法に則った内部統制」が義務付けられた自治体ではありませんが、敢えて厳しい基準で内部統制に取り組むこととしました。そのため、地方自治法に示された要件を満たすよう「足立区における内部統制基本方針」（以下「内部統制基本方針」という。）を改正し、内部統制の取組みをさらに有効に機能させ、区の組織力向上につなげていきます。この取組みにより、組織的なリスク対応が進むとともに、対応策としての事務ルール（業務フローや手順、チェックリスト等）の整備により、業務が理解しやすく正確に行えるようになり、職員ひとりひとりの精神的な負担や責任が軽減されることにもつながります。

このように、リスクを整理し、それらのリスクが実際に発生しないよう未然に防止する取組みを組織文化としていくことを、足立区における内部統制の主目的とし、区民からより信頼される区政運営を目指します。その実現に向け、全ての職員が新たな内部統制制度とは何かを理解し、確実に実施していくことを目的に、本指針を作成しています。

2 内部統制制度の基本的枠組み

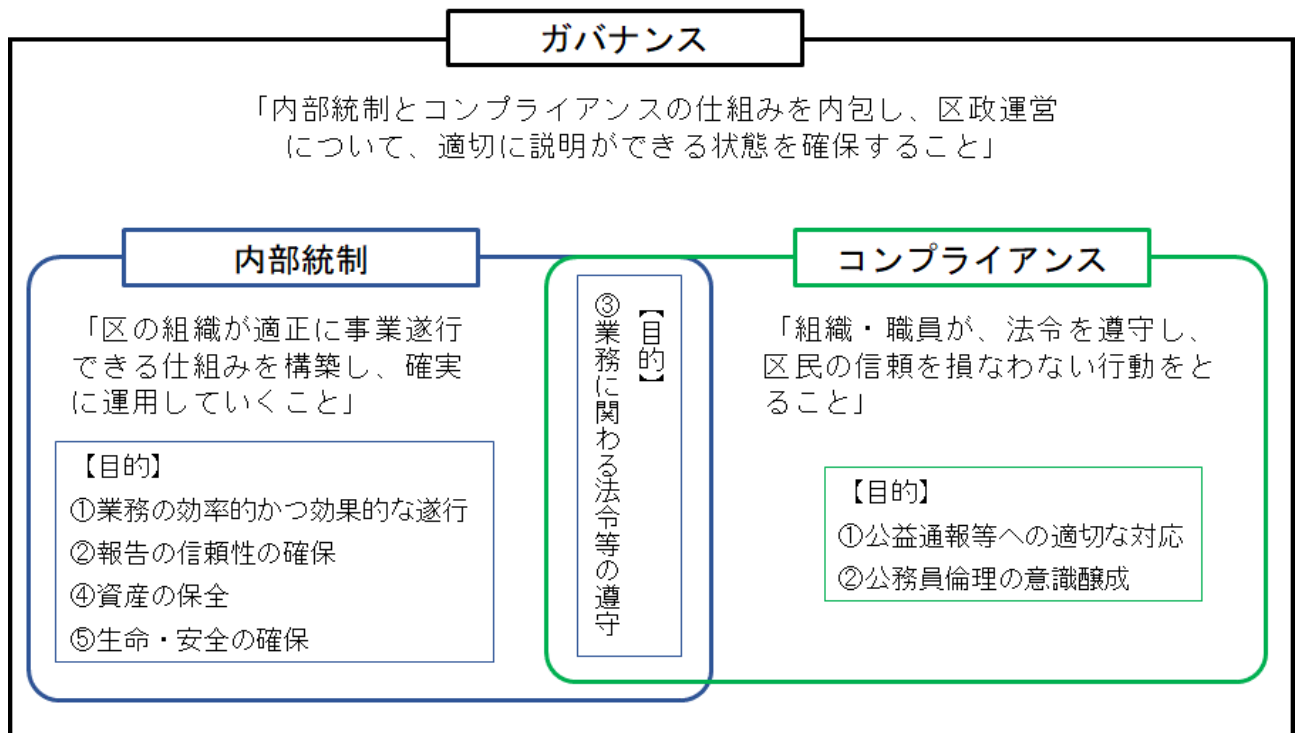
(1) 内部統制の概念

内部統制とは、「区の組織が適正に事業遂行できる仕組みを構築し、確実に運用していくこと」です。

例えば、1つの事務処理をする際に、処理の流れが決まっていなければ、どこまで処理をしたかが分からなくなってしまうたり、手戻りが起きたりします。また、個人が持っている知識に頼って処理をすると、知識のバラツキにより間違いが生じることもあります。

このようなことを防ぐため、業務フローで処理の順番を決めたり、正しい処理方法が記された手順書の内容を皆で共有したりすることが必要になります。

【図1】足立区における「ガバナンス」「内部統制」「コンプライアンス」の概念図



(2) 国が示す内部統制の枠組み

地方自治体における内部統制制度については、地方自治法の一部改正を踏まえ、平成31年3月に「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が国によって示されました（令和6年3月改訂）。このガイドラインは、金融商品取引法によって平成20年に上場会社に導入された、内部統制報告制度を踏まえて、地方公共団体固有の特徴を考慮して作成されています。この基本的枠組みは、以下のようになります。

ア 4つの目的

内部統制の目的は、以下の4項目が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることにあります。

- ① 業務の効率的かつ効果的な遂行
- ② 報告の信頼性の確保
- ③ 業務に関わる法令等の遵守
- ④ 資産の保全

イ 6つの基本的要素

4つの目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分をいい、内部統制の有効性の判断基準となります。なお、これらの要素に基づく区の取組み等については、「3 足立区における内部統制制度の取組み」(P. 4～)で示します。

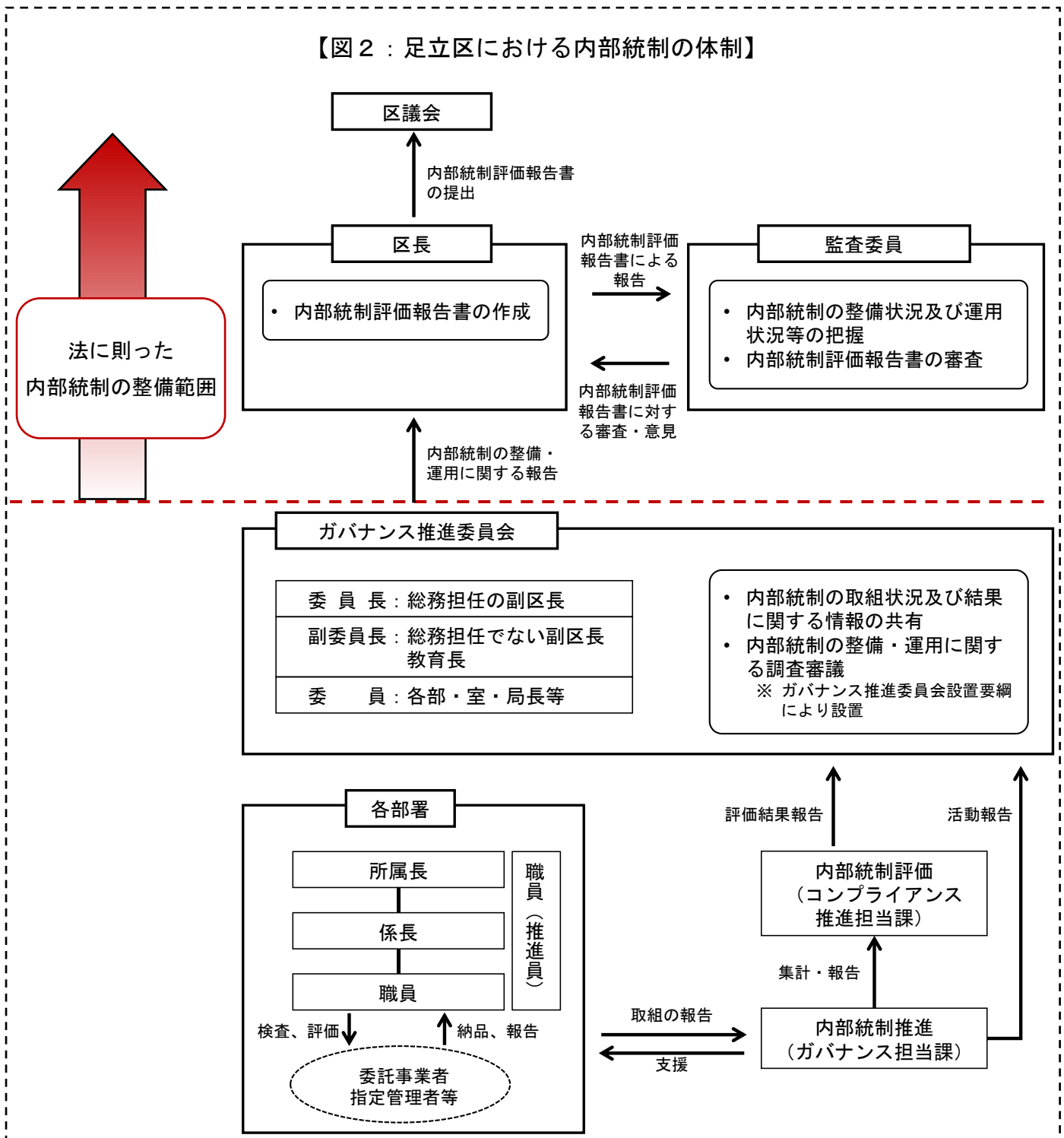
- ① 統制環境
方針や行動規範などの組織の方向性を表すものであり、(区政に)関係する者全員が認識しているもの。また、6つの基本的要素の基礎となるもの。
- ② リスクの評価と対応
業務の中にあるリスクを洗い出し、それらの重要性を評価した上で、改善すべきリスクに対しては、適切に対応すること。リスク評価の対象となるリスクには、不正に関するリスクも含まれる。
- ③ 統制活動
長の指示を適切に実行するためのルールや手続きが存在し、組織内の全ての者において遂行されていること。
- ④ 情報と伝達
必要な情報が埋もれずに明らかにされ、その情報が関係者全員に適切に伝達されること。情報の信頼性を確保するためには、システムが有効に機能していることが求められる。
- ⑤ モニタリング
業務において、定められたルールや手順等が、正しく実施されているかを継続的に管理・評価すること。
- ⑥ ICT(情報通信技術)への対応
業務の実施において、組織内外のICT(業務効率の向上や情報セキュリティ等)に対して適切に対応すること。情報システムの開発・運用・保守などICTに関する業務の全て又は一部を、外部組織に委託するケースもあり、ICTの委託業務に係る統制の重要性が増している。

3 足立区における内部統制制度の取組み

(1) 新たな内部統制制度における取組み

地方自治法では、長は内部統制に関する方針を策定し、毎会計年度少なくとも1回以上、内部統制に関する評価報告書を作成（P. 7参照）しなければならないとされています。また、評価報告書は監査委員の審査を受けた後、議会に提出し公表することになります。

以上をこれまでの足立区の体制と合わせて整理し、今後の内部統制は下記【図2：足立区における内部統制の体制】に従って実施します。



(2) 足立区が示す内部統制の5つの目的

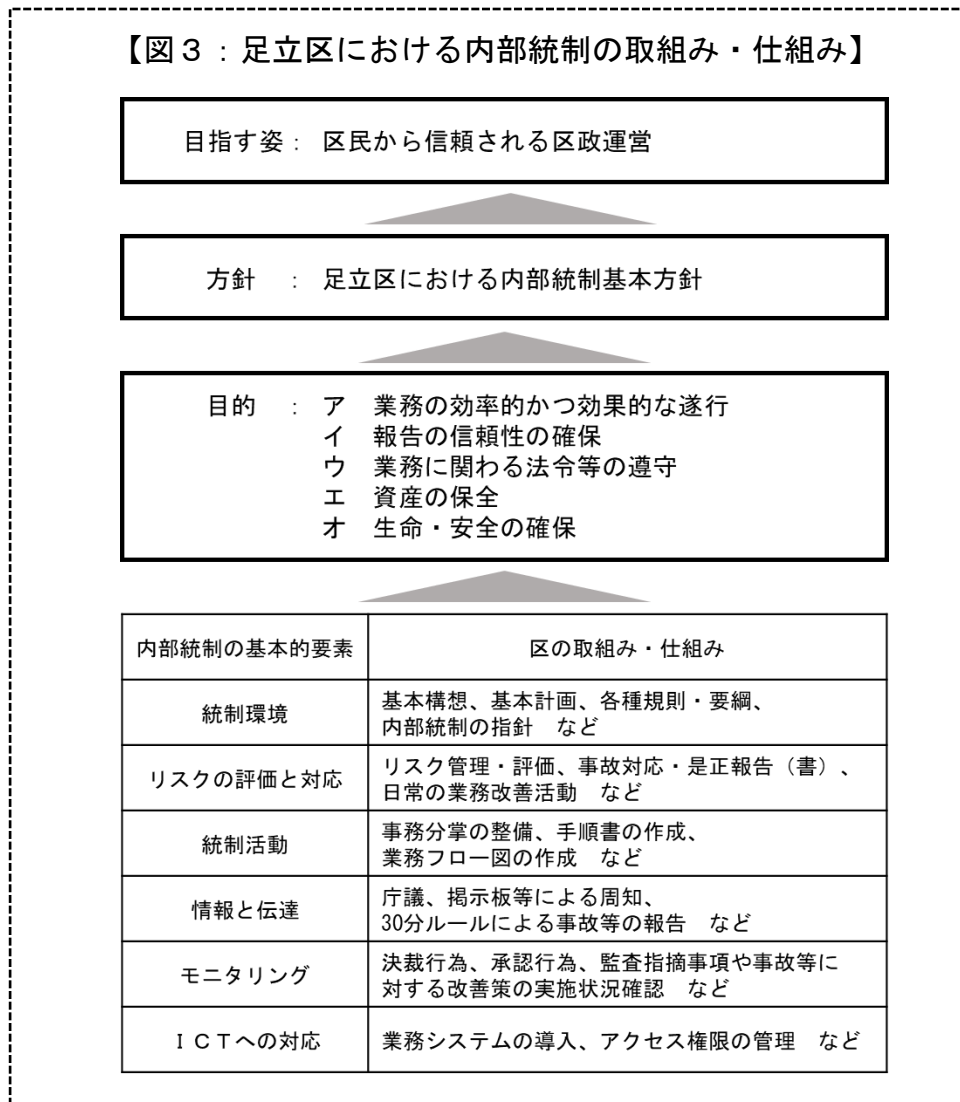
国のガイドラインには4つの目的が示されていますが、足立区では過去の事故等を踏まえ、区独自に「生命・安全の確保」という目的を追加します。

- ア 業務の効率的かつ効果的な遂行
- イ 報告の信頼性の確保
- ウ 業務に関わる法令等の遵守
- エ 資産の保全
- オ 生命・安全の確保

(3) 基本的な要素に基づく取組み等

内部統制の目的を達成するために必要な6つの基本的要素と区の実践・仕組みについては、下記【図3：足立区における内部統制の実践・仕組み】のように整理できます。

また、それぞれの取組みを規定した文書は、次ページの【表1：内部統制の主な取組みを規定した文書】のように、順位が上位の文書に下位の文書が規定される形で整理されています。



【表 1：内部統制の主な取組みを規定した文書】

文書順位 1	文書順位 2	文書順位 3	関連書類
足立区における 内部統制基本方針	ガバナンス推進 委員会設置要綱	—	—
	足立区内部統制の 指針	足立区リスク評価 実施手順	足立区版リスク一覧
			財務に関する事務の 業務フロー図
		事故対応・是正報告書の 提出について（依頼）	事故対応・是正報告書
根拠等との突合法の実施 に伴う対象業務に関する 業務フロー図の提出につ いて（依頼）	事故対応・是正報告書の 作成	事故対応・是正報告書	
		※令和元年12月4日付、 31足総副が発第57号	業務フロー図

（４）内部統制の対象事務

地方自治法には、財務に関する事務は、必ず内部統制の対象とすることと定められています。その他の事務については、必要に応じて、長が認める事務を追加することが可能とされています。

足立区では、内部統制基本方針に示す以下の事務（委託を含む）を内部統制の対象事務と定めます。

ア 財務に関する事務

契約、支出、収入等の事務を指します。

イ 情報管理に関する事務

区で保有する内部情報、非公開情報を扱う事務を指します。

例：区民の住所、氏名等の個人情報記録された業務システムを使用する事務、
文書等の保管、廃棄に関する事務、USB等によるデータ管理を伴う事務等

ウ 生命・安全の確保に関する事務

区民及び区の事業に関わる者の生命・安全に関する事務を指します。

例：食物アレルギー対応を伴う事務、DV等の支援措置に関する事務
工事契約等における現場の安全管理に関する事務

緊急通報システム動作確認等の利用者の安全に関する事務
特定健診等の区民の健康に関する事務

(5) 内部統制の評価

地方自治法は、長は会計年度毎にリスク評価結果等を踏まえ、内部統制評価報告書を作成しなければならないと定めています。報告書への記載事項及び評価に関し、足立区では、国のガイドラインで示された内容に沿って、以下のとおり評価します。

ア 内部統制評価報告書の記載事項

(ア) 内部統制の整備及び運用に関する事項

区長の責任、内部統制の基本的枠組み、対象事務、内部統制の限界等

(イ) 評価手続き

評価対象期間及び評価基準日、評価方法、全庁的な内部統制の評価項目等

(ウ) 評価結果

内部統制の整備及び運用に関する有効性、並びに重大な不備の有無

(エ) 不備の是正に関する事項

イ 評価範囲

内部統制基本方針に定められた内部統制の対象事務

ウ 評価項目

(ア) 全庁的な内部統制に対する評価

国のガイドラインが示す「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」によって行います。

(イ) 各課における業務レベルの内部統制に対する評価

「足立区リスク評価実施手順」により実施されるリスク評価において、以下の項目を評価します。

- ・ リスク対応策の整備が適時に実施されたか
- ・ リスク対応策の内容が適切であったか
- ・ リスク対応策が適切に実行されたか
- ・ 自己点検やその後の改善策が適切に実施されたか

エ 評価方法

(ア) 全庁的な内部統制に対する評価

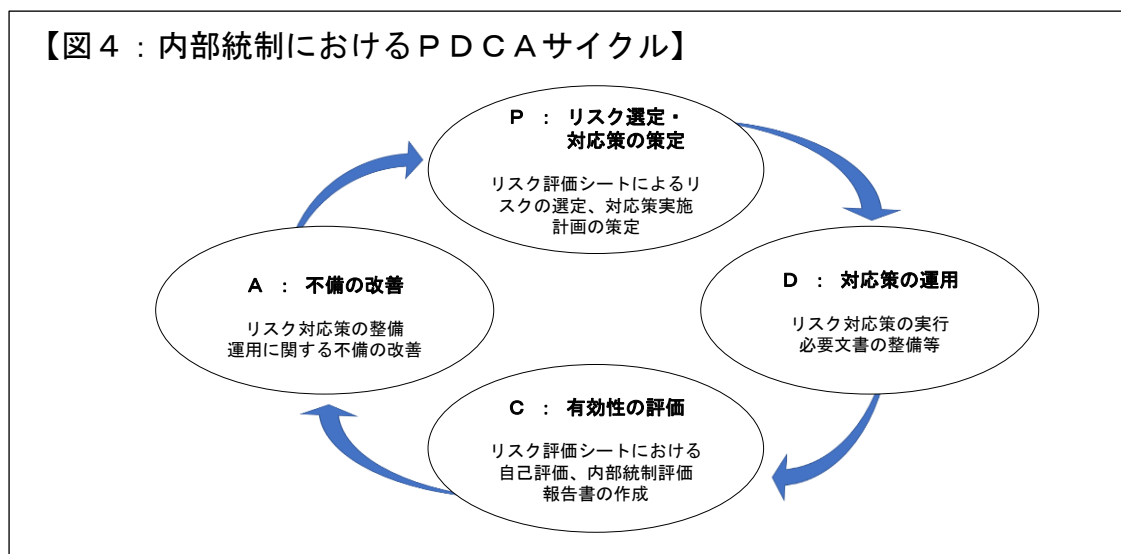
コンプライアンス推進担当課は、国のガイドラインが示す評価項目に沿って、内部統制の整備状況を記録（規程等内部統制の概要、決裁権者、日付、所管部署等）し、それらを踏まえ、不備の有無の把握及び不備がある場合に重大な不備に当たるかどうかを判断します。

(イ) 各課における業務レベルの内部統制に対する評価

- ・ リスクを所管する部署は、リスク評価シートに記載されたリスク対応策に関して、整備上及び運用上の不備の有無により自己評価します。
- ・ コンプライアンス推進担当課は、各部署の自己評価に基づき不備の有無を把握するとともに、不備があった場合、それが重大な不備に該当するか否かを評価します。

オ 内部統制の有効性の評価

上記エの評価方法による内部統制に対する評価において、重大な不備が存在した場合は、内部統制が有効に整備又は運用されていないと評価し、内部統制評価報告書に記載します。



(6) 足立区における法に則った内部統制のまとめ

本指針で示した足立区の内部統制制度が、国のガイドラインが示す内部統制制度にどのように対応しているかを、下記【表2：地方自治法及び国のガイドラインに基づく区の内部統制について】にまとめました。

【表2：地方自治法及び国のガイドラインに基づく区の内部統制について】

	地方自治法／ 国のガイドライン	区の内部統制制度
① 対象事務	<ul style="list-style-type: none"> 財務に関する事務 その他長が認めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 財務に関する事務 (契約・支出・収入など) 情報管理に関する事務 (区政情報、個人情報など) 生命・安全の確保に関する事務 (食物アレルギーなど)
② 方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制に関する方針の策定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「足立区における内部統制基本方針」の改定 HPでの公表
③ 方針及び整備した体制について評価した報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制評価報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制評価報告書の作成 (リスク評価を基に作成)
④ 適用組織	<ul style="list-style-type: none"> 区長部局 その他、適切に判断 	<ul style="list-style-type: none"> 区長部局 教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局 区議会事務局

【改訂履歴】

版	改訂内容	改訂（策定）日
初版		令和3年4月1日
第2版	<p>① 2ページ（改訂前） / 「足立区における内部統制基本方針」 →削除</p> <p>② 3ページ（改訂前）以降/参照ページ表記 →基本方針削除後のページに合わせて修正</p> <p>③ 4ページ（改訂後） / 【図2：足立区における内部統制の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制評価（ガバナンス担当部） →内部統制評価（コンプライアンス推進担当課） ・ 内部統制推進（ガバナンス担当部） →内部統制推進（ガバナンス担当課） <p>④ 5ページ（改訂後） / 【図3：足立区における内部統制の取組み・仕組み】 / 「モニタリング」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員監査、事務監査、決裁行為、承認行為 など →決裁行為、承認行為、監査指摘事項や事故等に対する改善策の実施状況確認 など <p>⑤ 6ページ（改訂後） / 【表1：内部統制の主な取組みを規定した文書】 / 「事故対応・是正報告書の提出について（依頼）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンス担当部長より通知 →ガバナンス担当課長より通知 <p>⑥ 7ページ（改訂後） / エ 評価方法 / (ア) 全庁的な内部統制に対する評価、(イ) 各課における業務レベルの内部統制に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンス担当課は →コンプライアンス推進担当課は 	令和4年4月1日
第3版	<p>① 2ページ（改定後） / 【図1：足立区における「ガバナンス」「内部統制」「コンプライアンス」の概念図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ②財務報告等の信頼性の確保 →②報告の信頼性の確保 ・ 『⑤生命・安全の確保』の文言追加 <p>② 2ページ（改定後） / (2) 国が示す内部統制の枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『(令和6年3月改定)』の文言追加 <p>③ 3ページ（改定後） / ア 4つの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ② 財務報告等の信頼性の確保 →② 報告の信頼性の確保 <p>④ 3ページ（改定後） / イ 6つの基本的要素/②リスクの評価と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『リスク評価の対象となるリスクには、不正に関するリ 	令和8年4月1日

	<p>スクも含まれる。』の文言追加</p> <p>⑤ 3 ページ (改定後) / イ 6つの基本的要素/③統制活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルールや手続きが存在していること。 → ルールや手続きが存在し、組織内の全ての者において遂行されていること。 <p>⑥ 3 ページ (改定後) / イ 6つの基本的要素/④情報と伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『情報の信頼性を確保するためには、システムが有効に機能していることが求められる。』の文言追加 <p>⑦ 3 ページ (改定後) / イ 6つの基本的要素/⑥ I C T (情報通信技術) への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『情報システムの開発・運用・保守など I C Tに関する業務の全て又は一部を、外部組織に委託するケースもあり、I C Tの委託業務に係る統制の重要性が増している。』の文言追加 <p>⑧ 5 ページ (改定後) / (2) 足立区が示す内部統制の5つの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イ 財務報告等の信頼性の確保 →イ 報告の信頼性の確保 <p>⑨ 5 ページ (改定後) / 【図3：足立区における内部統制の取り組み・仕組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イ 財務報告等の信頼性の確保 →イ 報告の信頼性の確保 <p>⑩ 6 ページ (改定後) / (4) 内部統制の対象事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『(委託を含む)』の文言追加 <p>⑪ 6～7 ページ (改定後) / ウ 生命・安全の確保に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『工事契約等における現場の安全管理に関する事務』 ・ 『緊急通報システム動作確認等の利用者の安全に関する事務』 ・ 『特定健診等の区民の健康に関する事務』の文言追加 <p>⑫ 7 ページ (改定後) / ウ 評価項目/ (イ) 各課における業務レベルの内部統制に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『リスク対応策が適切に実行されたか』の文言追加 	
--	---	--

【改訂ルール】

- ・ 改訂はガバナンス担当課が行い、その他の所属では行わない。
- ・ 改訂が必要な場合は、ガバナンス担当課へ依頼する。

【展開方法】

- ・ 展開場所、時期等は、ガバナンス担当課が管理し、展開する。
- ・ 展開する際は、P D F ファイルにより行う。